

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等が整備する治水協定に位置づけられた利水ダムの放流施設（既存の放流施設を改修する場合には、改修された放流施設のうち治水に係る部分）</p> <p>・ 特例措置の内容 洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等が整備する治水協定に位置づけられた利水ダムの放流施設（既存の放流施設を改修する場合には、改修された放流施設のうち治水に係る部分）に係る固定資産税を恒久的に非課税とする措置を創設する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第348条第2号第1項、第2項 地方税法施行令第49条の2の2第2号 国有資産等所在市町村交付金法第2条第5項</p>	
減収見込額	<p>[初年度]       －       （   －   ）       [平年度]       ▲65.3       （   －   ） [改正増減収額]       －       </p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的 近年の水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることにより、水害の防止・減災を推進する。</p> <p>（2）施策の必要性 近年の頻発化・激甚化する水害から国民の生命と財産を守るため、治水対策を推進する重要性はより一層高まっている。ダムは、河川の上流で洪水を貯留し、下流の河道への流下を抑制する有効な手段であるが、厳しい財政状況や整備に係る地理的な制約を勘案し、既存施設の改良や運用の変更によって、外力の増大に的確に対応し、短期間で洪水調節機能を向上させることの重要性が高まっている。</p> <p>令和元年11月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が開催され、同年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が策定された。策定された基本方針に基づき、利水ダムを含めた全ての既存ダムについて、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流を実施し、水災害の被害を軽減することとしている。</p> <p>現在、順次、事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行っているところであり、国管理の一級水系については、令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の二級水系についても、令和2年度より一級水系の取組を展開し、緊要性等に応じて順次、事前放流を実行することとしている。他方、利水ダムは、一般的に、発電や水道用水の補給等の目的のため、高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管が小規模であることから、事前放流により洪水を調節するための十分な空き容量を確保できないものが存在しているところ。</p> <p>このため、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に徹底活用するため、民間事業者等が事前放流を実施するために整備した治水協定に位置づけられた利水ダムの放流施設（既存の放流施設を改修する場合には、改修された放流施設のうち治水に係る部分）に係る固定資産税を非課税とする特例措置を創設することにより、事前放流を行うために必要な放流施設の整備を促進し、利水ダムを含めた既存ダムによる洪水調節機能の強化を図る。</p>	
本要望に対応する縮減案	－	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（10）国土保全 …洪水、（中略）などの自然災害に対して、河川管理施設、（中略）の整備などのハード対策を進めるとともに、（中略）既存ストックを有効活用した対策を推進する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組や、高規格堤防の整備など社会経済の壊滅的被害を回避する取組を推進するとともに、気候変動等の影響も踏まえた治水対策等を進める。</p> <p>○国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定） 1. 直接死を最大限防ぐ 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 「既存ダム洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき、一級水系における利水ダムを含む全てのダムについて、出水期から新たな運用を開始するとともに、二級水系についても取組を展開する。</p>
	政策の達成目標	一級水系のうちダムが存在する99水系及び二級水系のうちダムが存在する354水系において治水協定を締結し、放流施設の整備により、事前放流によって確保可能な空き容量を10年間で1.6億立方メートル確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級水系のダムが存する99水系において治水協定を締結し、令和2年の出水期から新たな運用を開始。締結した治水協定により、水害対策に使える容量は協定締結前の4,544百万m<sup>3</sup>から9,106百万m<sup>3</sup>に倍増した（ハツ場ダム50基分）。</li> <li>二級水系においても一級水系の取組を展開しており、近年に水害が生じた水系など86水系で治水協定を締結した。</li> </ul>	
有効性	要望の措置の適用見込み	一級水系の治水協定の締結状況を踏まえ60基（年間1～3基程度の要望の措置の適用数）を見込む（貯水容量の規模等が大きいダム）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、利水ダムにおいて放流施設の整備を行った後の維持管理費が軽減されることにより、放流施設の整備が促進され、既存ダムによるさらなる洪水調節機能の強化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—

相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	予算事業名：利水ダム治水機能施設整備費補助 令和2年度予算額：500百万円	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、利水ダムにおいて放流施設の整備を行う際のイニシャルコストを低減するものであり、本特例措置でランニングコストもあわせて低減することによって、利水ダムにおける放流施設の整備の促進を図る。	
	要望の措置の妥当性	利水ダムで事前放流を行うために整備する放流施設は、洪水被害を防止・軽減させるために使用するものであり、公益的な側面を有する固定資産である。本特例措置は、放流施設の整備を行った後の維持管理費を軽減することによって、洪水に対して効果的な事前放流が可能となるようにすべく放流施設の整備を促し、既存ダムによるさらなる洪水調節機能の強化を図るものである。	
税負担軽減措置等の適用実績	—		
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		本特例措置により、利水ダムによるさらなる洪水調節機能の強化（事前放流によって確保可能な空き容量のさらなる増加）によって、洪水被害の防止・軽減効果を得ることが出来る。	
前回要望時の達成目標	—		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—		
これまでの要望経緯	—		